



# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

令和4年10月11日公布・施行

この条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が支え合いながら暮らすことのできる山口県を目指して制定されました。

## ポイント1 「合理的配慮の提供」を義務化 します。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、現在、法において努力義務とされている事業者による「合理的配慮の提供」を令和5年4月1日から義務化します。

不当な差別的取扱い とは？	合理的配慮の提供 とは？
<p>正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。</p>	<p>障害のある人から手助けや配慮を必要としているとの申し出があった場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。</p>
 <p>(例) 障害を理由に入店を拒否する。</p>	 <p>(例) 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。</p>

画像出典：「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

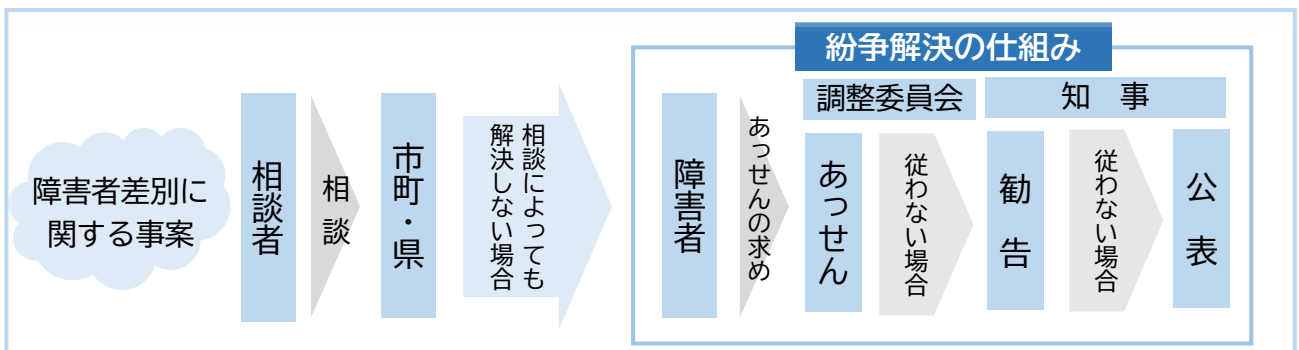
- ※ 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」については、今後、具体的な例を示すこととしています。
- ※ 正当な理由があつて障害のない人と異なる取扱いをする場合や、負担が重すぎるため合理的配慮ができない場合、理由を説明し、理解を得るように努めましょう。

### 条例の対象となる「事業者」とは？

県内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。  
個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

## ポイント2 紛争解決の仕組みを整備 します。

市町及び県への相談によつても解決しない事案については、紛争解決の仕組みによつて解決を図ります。(紛争解決の仕組みについては令和5年4月1日から運用されます。)



- ※ 雇用の分野（募集・採用や賃金、配置、昇進等）における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

お問い合わせ：山口県健康福祉部 障害者支援課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2764 FAX 083-933-2779 a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/178015.html>

